

奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十号

奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県自動車税証紙条例施行規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「百分の〇・八」を「百分の一」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・五」に、「百分の〇・一」を「百分の〇・二」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。